

表題部 (土地の表示)		調製	平成18年10月10日	不動産番号	3207000464517
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	玖珠郡玖珠町大字帆足字上ノ市			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
14番	学校用地	198		[余白]	
[余白]	[余白]	5576		③15番から20番を合筆 〔昭和47年1月20日〕	
[余白]	[余白]	11428		③93番を合筆 〔昭和51年10月26日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年10月10日	
[余白]	[余白]	12692		③錯誤 〔令和2年2月14日〕	
14番1	[余白]	12391		①③14番1、14番2に分筆 〔令和5年3月15日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和51年10月26日 第3067号	所有者 大分県 順位7番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年10月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(大分地方法務局日田支局管轄)

令和5年4月12日

大分地方法務局

登記官

檀英俊



表題部 (土地の表示)		調製	平成18年10月10日	不動産番号	3207000469977
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	玖珠郡玖珠町大字帆足字若宮			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
785番	学校用地	1021		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年10月10日	
[余白]	[余白]	768		③錯誤 〔令和2年2月14日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和2年9月26日 第3879号	原因 昭和2年4月1日寄付 所有者 大分県 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年10月10日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和2年2月18日  
大分地方法務局日田支局

登記官

高武政司



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。